

甲府市地域活性化施設整備費補助金交付要綱

令和2年4月1日
まち第5号

(目的)

第1 この要綱は、市内における空き家の解消を図るとともに、地域コミュニティの活性化や子育て支援など地域の交流拠点として利活用する空き家の改修工事に要する費用について、予算の範囲内で甲府市地域活性化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定める空家等であって、今後も使用される見込のない住宅又は戸建ての店舗、事務所をいう。
- (2) 改修工事 空き家を地域活性化施設として使用するために行う、改修及び増改築、耐震補強の工事をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に本社若しくは本店が存する法人又は市内に住所を有する個人であって、改修工事に係る見積書、契約書及び領収書を市内の所在地又は住所で作成することができるものをいう。
- (4) 地域活動団体 自治会及び自治会内組織、その他の地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。
- (5) 耐震補強工事 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された空き家であって、所要の耐震性能を確保することが必要と診断されたものを、その診断結果に基づいて改修するための工事をいう。

(補助の対象となる空き家)

第3 補助の対象となる空き家（以下、「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の他の制度による補助金の交付を受けていない又は受ける予定のない建築物であること。
- (2) 本制度による補助を受けたことがない建築物であること。

(補助の対象とする事業)

第4 補助対象とする事業（以下、「補助対象事業」という。）は、地域の活性化を目的として空き家を改修して、次の用途に活用する事業とする。ただし、会議や打ち合わせのみの使用とせず、行事や催し物など交流の場としても使用すること。

- (1) 地域交流施設
- (2) 子育て支援施設
- (3) その他市長が認める用途

- 2 前項の規定に係らず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものであってはならない。
- 3 補助対象事業のうち、補助対象物件は現行の耐震基準に適合するもの又は当該助成による改修工事等で現行の耐震基準に適合するものでなければならない。

(補助の対象となる者)

第5 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する法人や団体、個人であること。

- (1) 対象となる空き家の所有者（予定を含む）
- (2) 対象となる空き家を賃借する者（予定を含む）

2 前項の規定に係らず、次に掲げる者は、補助対象者としてすることができない。

- (1) 甲府市税に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (5) 第4の2に記載のある活動を主な事業や活動としている者や事業者
- (6) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

(補助要件)

第6 補助対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象事業の実施後、改修後の建物については10年以上、第4の1に記載のある地域活性化に資する用途で活用すること。
- (2) 補助対象事業を実施することについて、補助対象物件が存する自治会等に事前に説明を行い同意を得ていること。

(補助金の対象となる工事)

第7 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象事業を実施するために補助対象物件について、市内施工業者が行う改修工事であること。

2 補助対象工事は、第11の規定により補助金の交付の決定を受けた後に着手しなければならない。

(補助金の対象となる経費)

第8 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面台又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費

- (5) 増改築工事に要する経費
- (6) 耐震補強工事に要する経費
- (7) その他市長が認める工事に要する経費

(補助金の額等)

第9 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助金の額とし、200万円を上限とする。ただし、現行の耐震基準に適合する工事を行う場合は、耐震補強工事として100万円を上限に加算する。

(交付申請)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事着手前に地域活性化施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 法人・団体概要書（補助申請者が個人である場合を除く）
- (4) 誓約書（第2号様式）
- (5) 建物及び土地の不動産登記全部事項証明書
- (6) 工事見積書の写し（補助対象経費の内訳が明確に分るもの）
- (7) 位置図、平面図
- (8) 施工前写真
- (9) 賃貸契約書の写し（当該空き家を賃借して活用する場合）
- (10) 承諾書（第3号様式）（当該空き家を賃借している場合）
- (11) 構造耐力上安全であることを示す書類（耐震基準に適合する工事を含めた改修工事の場合は実績報告書提出時。昭和56年6月1日以降に建築されたものを除く）
- (12) 市税に滞納が無いことが確認できる書類（甲府市に納税義務がある場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及びその変更)

第11 市長は、第10の申請があったときは書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、地域活性化施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、地域活性化施設整備費補助金交付変更（中止）申請書（第5号様式）を市長に提出し、地域活性化施設整備費補助金交付変更（中止）決定通知書（第6号様式）により決定を受けなければならない。

3 前項の規定により、補助金の返還が発生する場合は、要綱第14第2項に準ずる。

(補助金の実績報告及び額の確定)

第12 補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、地域活性化施設整備費補助金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る契約書又は注文請書及び内訳書の写し
- (2) 施工業者の請求書及び領収書の写し（施工業者の印があるもの）
- (3) 施工前の状況と対比可能な施行中及び施工完了後の写真
- (4) 構造耐力上安全であることを示す書類（耐震基準に適合する工事を含めた改修工事の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類（振込口座届出書等）

2 前項の実績報告書の提出は、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金等の交付の決定の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

3 市長は、第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定者に地域活性化施設整備費補助金額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13 市長は、第12第3項の規定により確定した補助金を、口座振込の方法より速やかに補助金交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取り消し・返還）

第14 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、地域活性化施設整備費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知する。

- (1) 第4、第5又は第6の規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 当該補助金の交付決定があった年度の3月10日までに工事が完了しないとき
- (3) 補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合
- (4) 補助対象物件において地域活性化に資する事業を10年以内に中止したとき
- (5) 偽りその他不正な行為により交付決定を受けたとき
- (6) その他法令又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、第11の3による変更においてや、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、変更や取消しに係る部分に関し既に補助金を支払っているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（活動状況報告書の提出）

第15 補助対象物件において地域活性化に資する事業を開始したもの（以下「地域活性化事業実施者」という。）は、補助対象工事が完了した年度の翌年度から起算して10年間は、毎年度末までに当該年度の地域活性化施設活動状況報告書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 前項による活動状況報告書の内容の確認のため、市長は必要に応じて、地域活性化事業実施者や関係者から必要書類の提出や聞き取り等の調査を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第16 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第11号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。